一般社団法人全日本囲碁連合　賛助会員規約

（目的）

第１条　本規約は、一般社団法人全日本囲碁連合（以下「当法人」という）における賛助会員（以下「会員」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（会員）

第２条　当法人の会員は、当法人の目的に賛同して入会し、事業を賛助する法人、団体又は個人とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員ではなく、議決権は有しない。

（入会）

第３条　会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、当法人代表理事の承認を得るものとする。なお、代表理事の承認日をもって会員の入会日とする。

２　会員は、入会申込時に届け出た内容に変更があった場合、速やかに当法人に届け出るものとする。

３　会員が前項の届出を怠ったことにより不利益を被った場合でも当法人はその責任を一切負わないものとする。

（年会費）

第４条　会員は、別表に定める年会費を納入しなければならない。なお、入会日にかかわらず、初年度に納入した年会費は、入会日から最初に到来する3月31日までの期間に対するものとし、以降は、4月1日から翌年3月31日までの期間に対するものとする。

２　既納の年会費は、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

（任意退会）

第５条　会員は、当法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（除名）

第６条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

（1）当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に違反する行為があったとき

（2）当法人の定める規程等に違反したとき

（3）第 10 条に定める事由に該当するとき
（4）その他の除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）
第７条　会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（1）退会したとき
（2）当該会員が死亡又は解散したとき
（3）年会費の納付を怠ったとき
（4）除名されたとき

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）
第８条　会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
２　当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の年会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

（賛助会員の資格の継承）
第９条　会員は、事前に当法人の書面による承諾を得た場合を除き、会員の資格を第三者に継承させることはできないものとする。

（反社会的勢力の排除）
第１０条　当法人は、会員が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当し、または、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、会員を退会させることができる。会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。
（１）　反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
（２）　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
（３）　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
（４）　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与

をしていると認められるとき

（５） その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　当法人は、会員が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、会員を退会させることができる。

（１） 暴力的な要求行為

（２） 法的な責任を超えた不当な要求行為

（３） 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（４） 風説を流布し、偽計または威力を用いて当法人の信用を棄損し、または当法人の業務を妨害する行為

（５） その他前各号に準ずる行為

（特典）

第１１条　当法人は、別に定めるところにより、会員に対し、次の特典を提供する。

（１） 当法人公式ホームページ等への会員名の掲載

（２） 当法人の活動報告書その他広報物への会員名の掲載

（３） 当法人が主催、共催又は後援する事業・イベント等に関する情報提供及び招待

（４） 当法人が作成する記念品、刊行物その他物品の提供

２　前項の内容および実施の有無は、当法人の裁量による。

（年会費の使途）

第１２条　当法人は、年会費を当法人の目的に係る事業に使用するものとする。

（準拠法）

第１３条　本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

（管轄裁判所）

第１４条　当法人と会員との間で生じた一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（改廃）

第１５条　本規約の改廃は、当法人理事会の決議により行うものとする。

（その他）

第１６条　本規約に定めるもののほか、必要な事項は当法人理事会が別に定める。

附則

本規約は、2026年3月25日から施行する。

別表

会員の種類		年会費
法人賛助会員	当法人の趣旨に賛同する 法人又は団体	一口 10 万円
個人賛助会員	当法人の趣旨に賛同する個人	一口 1 万円